

**「音楽権利情報登録システム」の継続的な  
運用に向けた各種要件整備等に関する調査研究  
報告書**

令和6年3月

株式会社ジャパンミュージックデータ

本報告書は、文化庁の委託調査研究として、  
株式会社ジャパンミュージックデータが実施した  
令和5年度『「音楽権利情報登録システム」の継続的な  
運用に向けた各種要件整備等に関する調査研究』  
の成果を取りまとめたものです。  
従って、本報告書の複製、転載、引用等には  
文化庁の承認手続きが必要です。

# 目次

1. 本調査研究の実施方針.....	1
1.1. 本調査研究の背景及び目的.....	1
1.2. 調査研究実施の全体像と方向性.....	2
1.3. スケジュール概要.....	3
2. 実施内容.....	4
2.1. 概要.....	4
2.2. 実施詳細.....	4
3. 登録／アクセス実績.....	8
3.1. 登録状況等.....	8
3.2. 登録窓口サイトのアクセス実績.....	8
4. 令和6年度の課題.....	9

# 1. 本調査研究の実施方針

## 1.1. 本調査研究の背景及び目的

令和3年6月2日に公布された改正著作権法により、令和4年1月1日より放送事業者等は、著作隣接権の集中管理等が行われていない商業用レコード及びレコード実演を放送同時配信等において権利者の許諾なく利用できることとなった。ここで言う「集中管理等」には、著作権等管理事業者による集中管理だけでなく、「文化庁長官が定める方法により円滑な許諾に必要な情報が公表されていること」が含まれ、その方法として、一般社団法人音楽情報プラットフォーム協議会（以下「MINC」）のウェブサイト「音楽権利情報検索ナビ」での関係情報の公開が示されている。

そのため令和3年度文化庁委託事業「個人クリエイター等の権利情報登録窓口の構築及び権利情報データベースとSNSサイト等との連携に関する調査研究」において、令和3年12月に著作隣接権の集中管理等が行われていない権利者が自らの権利情報を登録できる「音楽権利情報登録システム」を構築し、「音楽権利情報検索ナビ」で情報を公開し、放送事業者等が楽曲の検索や利用問合せができる仕組みの運用を開始した。

令和3年12月の「DX時代に対応した『簡素で一元的な権利処理方策と対価還元』及び『著作権制度・政策の普及啓発・教育』について」の文化審議会著作権分科会の中間まとめにおいて、分野を横断する一元的な窓口組織を活用した新しい権利処理の仕組みの実現に向けて、分野横断権利情報データベース等を活用した著作権者等の探索等を行う方向性が提言され、また分野横断権利情報データベースには、既存のデータベースや音楽権利情報検索ナビ等との連携のほか、集中管理がされていないコンテンツやUGC等に関する情報が掲載されることが望ましいとされた。

令和4年12月の「分野横断権利情報データベースに関する研究会」の報告書では分野横断権利情報データベースの在り方として、分野ごとのデータベースを前提として、それらと連携することにより情報検索が可能となるものを志向することが適当であるとされており、「分野横断権利情報検索システム」の連携先として想定されているものの一つとして、「音楽権利情報登録システム」が挙げられている。また「音楽権利情報登録システム」を活用し、音楽以外の分野に係る登録の在り方について検討した上で、「分野横断権利情報検索システム」と連携することが適当、とされている。

なお、簡素で一元的な権利処理方策と対価還元に関しては、令和5年5月17日に成立した改正著作権法で、「集中管理がされておらず、利用の可否に係る著作権者等の意思が確認できない著作物等の利用円滑化」及び「窓口組織（民間機関）による新たな裁定制度等の事務の実施による手続の簡素化」が制度化され、「音楽権利情報登録システム」の継続がますます重要となった。

以上を踏まえ、「音楽権利情報登録システム」について、今後継続的に運用していくにあたり、情報セキュリティなど必要な要件の見直しを行うとともに、業務運用に必要なマニュアルの整備、引継ぎに必要な事項の整理などを行うための調査研究を行った。

## 1.2. 調査研究実施の全体像と方向性

「音楽権利情報登録システム」の継続的運用のための本調査研究を、「文部科学省情報セキュリティポリシー」、「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群（令和3年度版）（令和3年7月7日 サイバーセキュリティ戦略本部）」並びに「デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン」（デジタル社会推進会議幹事会決定。2022年（令和4年）4月20日最終改訂）を踏まえ、以下の2つのテーマに沿って必要な要件に関する調査研究を進めた。

### ① 「音楽権利情報登録システム」の運用保守を行うための調査研究

- セキュリティポリシー等に適合させるための検討
- セキュリティポリシー等に適合した改修
- セキュリティポリシー等に適合した要件定義書の策定

### ② 様々な事業者が運用を引き継ぐためのマニュアル等策定のための調査研究

- 業務運用マニュアル策定のための検討
- 業務運用マニュアルの策定

#### ①に関して

「文部科学省情報セキュリティポリシー」、「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群（令和3年度版）（令和3年7月7日 サイバーセキュリティ戦略本部）」並びに「デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン」（デジタル社会推進会議幹事会決定。2022年（令和4年）4月20日最終改訂）を踏まえ、必要な情報セキュリティ対応を検討し、必要な情報セキュリティ対応を文化庁の承認を得たのち改修を行った。またその改修を含めた「音楽権利情報登録システム」の以下の要件定義書及びシステム仕様書を作成した。

- ・機能要件定義書 「個人クリエイター等の権利情報登録窓口の構築」第1.0版
- ・非機能要件定義書 「個人クリエイター等の権利情報登録窓口の構築」第1.0版
- ・業務要件定義書 「個人クリエイター等の権利情報登録窓口の構築」第1.0版
- ・システム仕様書 「個人クリエイター等の権利情報登録窓口の構築」2024/03/22

②に関して

今後様々な事業者がその運用に当たっても支障がでないよう、事業者間で引継ぐべき事項に関する調査研究を行い、業務運用マニュアルを作成した。

- ・音楽権利情報登録システム業務マニュアル システム運用における定期作業について第 1.0 版
- ・音楽権利情報登録システム業務マニュアル サイト運用における定期作業について第 1.0 版

尚、作成した定義書、マニュアルはこの報告書と一緒に提出する。

また、令和6年3月11日に政府ドメイン (<https://regist.music-rights.bunka.go.jp/>) への移行を実施、それに伴い利用規約、プライバシーポリシー、FAQの文言変更を行った。

尚、ドメイン移行後も、他者悪用防止の観点から、当分の間、旧ドメイン (music-rights.jp) を保持することとしている。

次年度の業務を滞りなく進めるため、本調査研究で作成した成果物をもとに、次年度委託業者への引継ぎを出来る状態とした。

### 1.3. スケジュール概要

	4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		1月		2月		3月	
	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬
● 調査研究、検討																								
1. 情報セキュリティポリシー内容確認																								
2. セキュリティ統一基準関連																								
① 実施対象項目の検討																								
② 実施対象項目詳細仕様検討と確定																								
③ 実施対象項目工数、費用算出																								
3. ログ取得機能追加																								
① 実施対象項目の検討																								
② 実施対象項目詳細仕様検討と確定																								
③ 実施対象項目工数、費用算出																								
4. RDドメイン移行																								
① ドメイン移行に伴う文化庁側手続き確認																								
② インフラ要件確定																								
③ 切替計画作成																								
5. 文化庁進捗報告会																								
● システム改修																								
1. 上記検討に対するシステム改修																								
2. ドメイン移行に伴う契約、インフラ構築、切替																								
3. 文化庁進捗報告会																								
● 要件定義書策定																								
1. 上記検討結果により改修後の要件定義書作成 (MINC 検索ナビとのデータ連携手法検討と対応)																								
2. 文化庁進捗報告会																								
3. 要件定義書ドラフト提出																								
● マニュアル策定																								
1. 事業者間のスムーズな引継ぎのための業務運用マニュアル作成																								
2. 文化庁進捗報告会																								
3. マニュアルドラフト提出																								
● 新規運用																								
● OSバージョンアップ																								
Red Hat Enterprise Linux 8.6OSのバージョンアップ																								
● 成果物確認と提出																								
最終成果物の内容確認と提出 ← 文化庁と連携																								

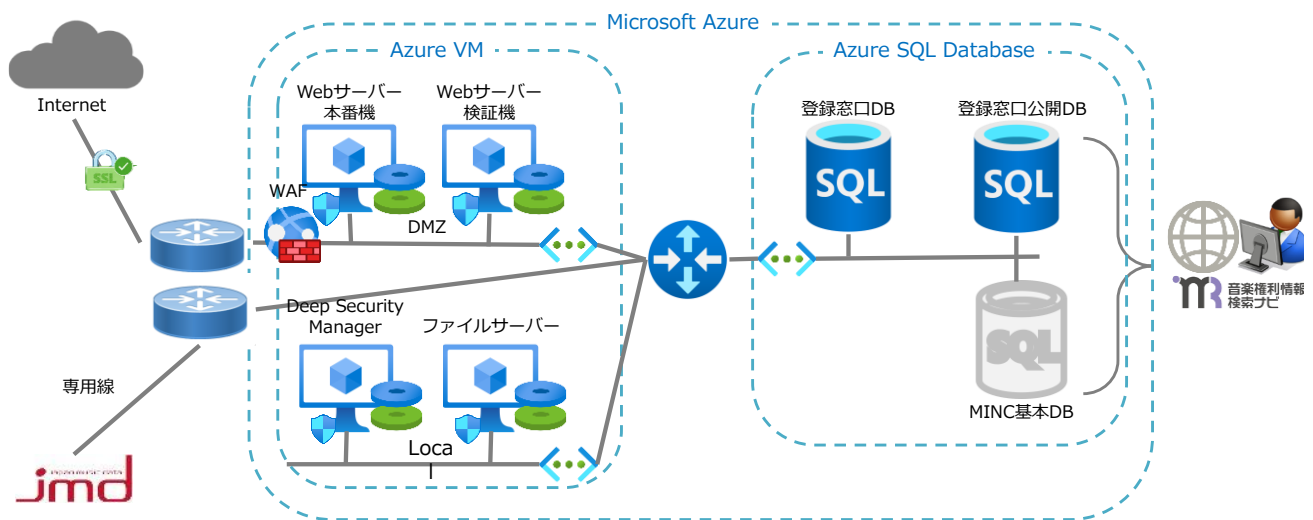
## 2. 実施内容

### 2.1. 概要

「文部科学省情報セキュリティポリシー」、「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群（令和3年度版）（令和3年7月7日 サイバーセキュリティ戦略本部）」並びに「デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン」に記載されている内容で、未実施のものを洗い出し、実施可否、対応方法について検討した。

#### 2.1.1. ネットワーク構成図

権利情報登録窓口ネットワーク構成図



### 2.2. 実施詳細

#### 2.2.1. Web サイト及びサーバの維持・管理

対策分類	実施内容	対象*1	具体的な対応
セキュリティ機能装備 ログ取得	システムの認証ログを取得	DBSV FileSV	クラウド搭載機能でログ出力を実施し、 管理画面上で一括管理をできるようにした
セキュリティ機能装備 ログ取得	アクセスログのローテーション及び圧縮の自動化	DBSV FileSV	クラウド搭載機能でログ出力を実施し、 管理画面上で一括管理をできるようにした
セキュリティ機能装備 脆弱性対策	月1度不正アクセス可否の確認	WebSV	WAFを導入した
脆弱性対策	OS、ソフトウェアのセキュリティパッチ適用実施	WebSV	情報収集を行い、Linux OSについては年4回パッチ適用実施を想定し準備を行う Windows OSについては、毎月実施
セキュリティ機能装備 脆弱性対策	ウイルス対策実施と最新化	WebSV	多機能のウイルス対策ソフトの TrendMicro Deep Security を導入した

対策分類	実施内容	対象*1	具体的な対応
サブライチェーンリスク軽減対策	容量・能力の需要を監視して、将来必要とされる容量・能力を確保すること	WebSV	クラウド搭載のモニタ機能を設定し、管理画面上で一括管理をできるようにした
サブライチェーンリスク軽減対策	データの損失、障害に備えて、1日1回バックアップ取得し3世代分保存	WebSV FileSV	クラウドの Backup 機能を利用する事にした
サブライチェーンリスク軽減対策	ファイルシステムのキャパシティに対する定期的な監視	WebSV	クラウド搭載のモニタ機能を設定し、管理画面上で一括管理をできるようにした
サブライチェーンリスク軽減対策	ディスク IN/OUT の定期的な監視	DBSV FileSV WebSV	クラウド搭載のモニタ機能を設定し、管理画面上で一括管理をできるようにした 高付加時には、管理者宛てにメール発信を行う
サブライチェーンリスク軽減対策	メモリ使用率の定期的な監視	DBSV FileSV WebSV	クラウド搭載のモニタ機能を設定し、管理画面上で一括管理をできるようにした 高付加時には、管理者宛てにメール発信を行う
サブライチェーンリスク軽減対策	CPU 使用率の定期的な監視	DBSV FileSV WebSV	クラウド搭載のモニタ機能を設定し、管理画面上で一括管理をできるようにした 高付加時には、管理者宛てにメール発信を行う
セキュリティ機能装備 ログ取得	アンチウイルスソフトの検知ログの監視	WebSV	TrendMicro Deep Security 管理画面により2ヶ月毎に状況確認を実施
セキュリティ機能装備 ログ取得	IPS 検知ログの監視	WebSV	TrendMicro Deep Security 管理画面により2ヶ月毎に状況確認を実施
セキュリティ機能装備 ログ取得	WAF 検知ログの監視	WebSV	WAF 管理画面により3ヶ月毎に実施
セキュリティ機能装備 ログ取得	改ざん検知ログの監視	WebSV	TrendMicro Deep Security 管理画面により2ヶ月毎に状況確認を実施
セキュリティ機能装備 ログ取得	OS のセキュリティログの定期的な監視	WebSV	TrendMicro Deep Security 管理画面により2ヶ月毎に状況確認を実施
セキュリティ機能装備 ログ取得	S/MIME 等の電子メールにおける電子署名の技術を導入	システム メール 事務局宛て メール	クライアント証明書(S/MIME)を契約し導入した ・noreply@music-rights.bunka.go.jp ・regist_center@music-rights.bunka.go.jp



## 2.2.2. ログ出力

対策分類	実施内容	対象*1	具体的な対応
セキュリティ機能装備 ログ取得	ファイアウォールのログ 出力	WebSV FileSV	クラウド機能「NetworkWatcher」を利用しログ出力 を行う事にした ポリシーのアクション、送信先のゾーン設定*、送信元 アドレス、送信元ポート、送信先アドレス、送信先ポ ートを出力
セキュリティ機能装備 ログ取得	データベースサーバのロ グ出力	DBSV	クラウドの監査ログ機能を利用し、ログ出力に対応し た
セキュリティ機能装備 ログ取得	各サーバ共通 OS レベル のログ出力	DBSV	クラウドの監査ログ機能を利用し、ログ出力に対応し た。認証ログ（成功*、失敗）、セキュリティログ、時 刻、管理者 ID、実施した処理、処理結果、接続元 IP ア ドレスを出力
セキュリティ機能装備 ログ取得	ネットワークアクセスロ グ出力	WebSV FileSV	クラウド機能「NetworkWatcher」を利用し、ログ出 力に対応した DMZ からのアウトバウンド通信に関するログ*を出力

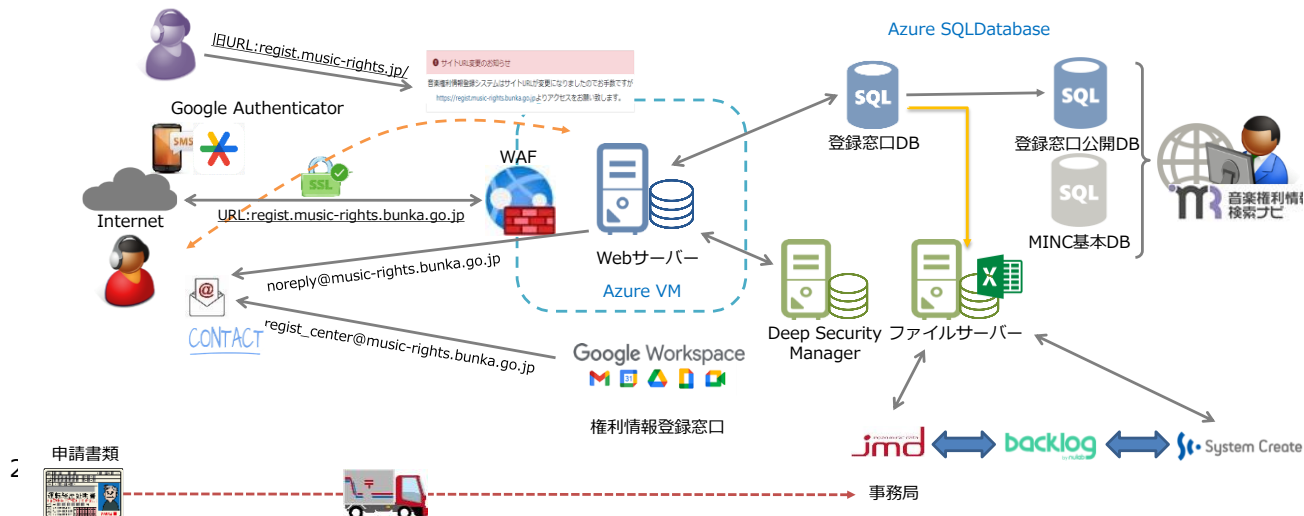
## 2.2.3. 文化庁ドメイン移行(GO.JP)に伴う対応

実施内容	対象*1	具体的な対応
二段階認証技術の変更 (Twilio Verify ⇒ Google authenticator 変更)	WebSV	2021 年度構築時に、二段階認証技術として Twilio Verify を利用して いたが、ISMAP に未登録という事がわかり、 ISMAP 対象の Google authenticator へ変更を実施
OS バージョンアップ	WebSV	現行 OS(Red Hat Enterprise Linux 8.6(EUS))が 2024 年 6 月 30 日 でサポート終了のため、最新版(Red Hat Enterprise Linux 8.8)にア ップグレードを実施
メールサービスの変更	WebSV	2021 年度構築時には、別ドメイン、仕組みでメールを利用していた が、文化庁ドメインのメールアドレスを利用する必要があり、メール サービスの変更を実施 ISMAP 登録の Google Works へ変更を実施
電子メールにおける電子署名の技術 の利用	WebSV 事務局	システム発信メール、事務局発信メールについて、クライアント証明 書の導入を実施
旧ドメインへのアクセス対応	WebSV	ドメイン移行の案内と URL のお知らせ表示対応を実施 切替後 1 年間旧ドメインサーバの維持とお知らせ表示を行う

(\*1.WebSV : Web サーバ/DBSV : データベースサーバ/FileSV : ファイルサーバ)

## 2.2.4. 構成図

権利情報登録窓口システム構成図



## 2.2.5. 手順書、処理フロー作成

対策分類	内容
情報セキュリティ侵害時の対処 及び障害・事故対処	障害及びセキュリティインシデントに対し、迅速、効果的、かつ、整然として対処を確実に行うことができるように、体制・手順を作成
情報セキュリティ侵害時の対処 及び障害・事故対処	ハードウェア障害時のデータ復旧の実施手順書、処理フロー作成
情報セキュリティ侵害時の対処 及び障害・事故対処	アラート検知時の対応について、手順書、処理フロー作成
情報セキュリティ侵害時の対処 及び障害・事故対処	マルウェアや攻撃等を検知した場合の対応について手順書、処理フロー作成
情報セキュリティ侵害時の対処 及び障害・事故対処	障害通知メール等により、異常検知後の障害復旧について手順書、処理フロー作成
サプライチェーンリスク軽減対策	システムが正常稼働を維持するために、各メトリック情報を監視し、高負荷時の処理能力、ディスク、メモリ等の資源の確保ができるよう監視する事
サプライチェーンリスク軽減対策	機材故障に起因する障害に対して、代替機の設置等によって速やかに Web サイトを復旧できるよう手順書、処理フロー作成

### 3. 登録／アクセス実績

#### 3.1. 登録状況等

登録者件数の内訳（令和6年3月10日時点）

項目	件数
権利者申請数	11件
承認済み	5（法人・レコード製作者×4、個人・実演家×1）
却下	6（法人・レコード製作者×5、個人・実演家×1）

作品情報登録件数の内訳（令和6年3月10日時点）

項目	件数
商品公開数	2

#### 3.2. 登録窓口サイトのアクセス実績

アクセス実績（関係者及び不正アクセスを除く）

対象期間：令和5年4月1日～令和6年3月10日

対象ページ	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
登録窓口													
/	1	0	3	6	0	4	3	14	11	16	3	0	61
/login	120	109	130	159	115	182	154	179	207	187	158	38	1738
上記以外	7	2	26	37	9	32	18	63	37	69	9	1	310
登録窓口LP	22	10	25	22	12	11	9	14	9	22	18	5	179
登録窓口利用問合せ（利用規約）	0	0	0	1	0	0	0	0	0	6	1	0	8
登録窓口利用問合せ（入力フォーム）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	0	0	5
登録窓口利用問合せ（完了）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
登録窓口利用問合せ（説明）	2	1	0	3	0	1	0	2	0	3	9	4	25
登録窓口FAQ	17	1	3	8	3	11	4	7	7	8	3	0	72
登録窓口利用規約	5	1	4	8	1	2	1	5	44	3	6	0	80
登録窓口プライバシーポリシー	3	0	2	2	1	6	0	2	36	0	3	0	55

\*3/11より政府ドメイン(<https://regist.music-rights.bunka.go.jp>)に移行

## 4. 令和6年度の課題

令和4年12月の「分野横断権利情報データベースに関する研究会」の報告書の示唆や、令和5年の著作権法の改正内容から、音楽権利情報登録システムを活用し、自身が持つ著作権等の集中管理が行われていない個人クリエイター等が、自身の権利情報の登録や、その著作物等の第三者による二次利用についての諾否の意思を「分野横断権利情報検索システム」を通して表明できる仕組みを稼働させることが重要である。

ただし、音楽権利情報登録システムは、対象となる権利者（音楽著作隣接権者の「レコード製作者」「Featured Artist」）や、対象となる著作権の支分権（送信可能化権のうち「放送番組同時配信等」）が限られているため、新たに音楽権利情報登録システムで登録を開始する分野ごとのシステムへの登録の対象となる権利者等の検討や、それに対応する業務要件の定義が課題となろう。

また、「分野横断権利情報検索システム」との連携を実現するためのシステム要件の定義も必須となる。

令和5年度に本調査研究と並行して行われた「個人クリエイター等の権利情報を登録する仕組みの分野横断化に関する調査研究」と「分野横断権利情報検索システムに関する調査研究」の調査成果を活用し、令和5年改正著作権法の施行に備える必要があるだろう。

以上